

函館市函館山山麓地域における建築物の高さに係る指導要綱（概要）

○施行日

平成3年7月10日

○区域

函館市谷地頭町および住吉町の各一部の区域（区域図参照）

○目的

建築物の高さに係る指導に関し必要な事項を定め、函館山山麓地域の斜面地特有の住環境を保全することを目的とする。

○制限の内容（函館市函館山山麓地域における建築物の高さに係る指導要綱抜粋）

（建築物の高さの基準）

第3条 保全区域内における**建築物の各部分の高さは、13メートル以下**とする。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

○届出

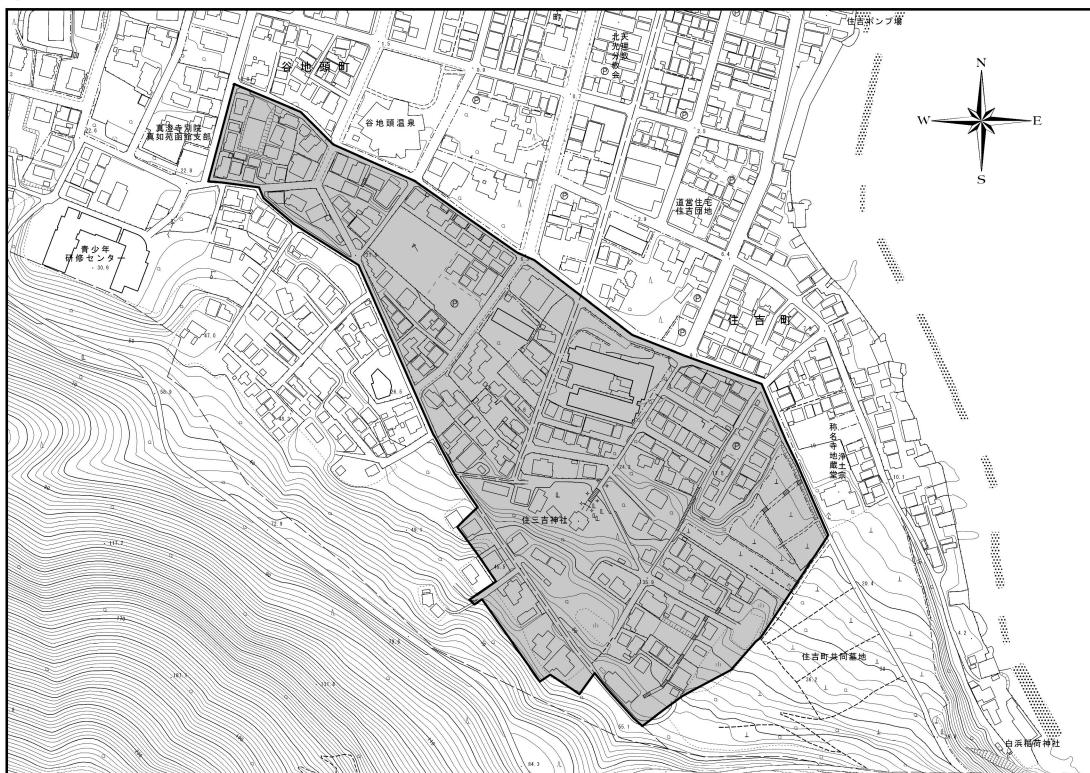
建築物を建築しようとする者は、建築確認申請書を提出する前に、届書に次の表に掲げる図書を添付し、市長に届出なければならない。

種類	縮尺	部数	備考
付近見取り図	2,500分の1以上	1	
配置図	200分の1以上	1	
各階平面図	200分の1以上	1	
2面以上の立面図	200分の1以上	1	地盤面を表記し、建築物の主要な部分の高さを記載すること。

○助言、指導および勧告

当該届出に係る建築が建築物の高さの基準に適合しない場合は、助言、指導および勧告を行う。

○区域図



※ お問い合わせ：函館市都市建設部都市計画課（TEL 0138-21-3360）